

居室単位耐震改修に係る技術基準

(目的)

第1条 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱(平成17年10月13日付第200500073282号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。)別表6に基づき生活環境部長が別に定める基準は次のとおりとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 特定居室 寝室や居間などの日常生活における滞在時間が長い居室を含む、壁構面に囲まれた範囲で、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する1階にある部分をいう。
- (2) 部分評点 木造住宅の特定居室部分に係る各方向についての耐震性の評価で、第4条第1項第1号に定める方法により算出したものをいう。
- (3) 上部構造評点 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す方法により算出した、木造住宅の各階、各方向についての耐震性の評価をいう。
- (4) 部分必要耐力 特定居室を構成する壁構面に囲まれた範囲の面積(以下、「特定居室の床面積」という。)に応じた、地震に対する特定居室部分の必要耐力で、第4条第1項第2号に定める方法により算出したものをいう。
- (5) 部分保有耐力 特定居室の床面積に応じた、地震に対する保有耐力で、第4条第1項第3号に定める計算方法により算出したものをいう。

(居室単位改修の基準)

第3条 居室単位改修は、次に定める条件を満たすものとする。

- (1) 特定居室の部分評点が1.5以上となること。
- (2) 改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないこと。

(部分評点の計算方法)

第4条 部分評点の計算方法は以下のとおりとする。

- (1) 部分評点は部分保有耐力を部分必要耐力で除して算出する。
- (2) 部分必要耐力は「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法(精算法)に準じて算出する。ただし、必要耐力算出用床面積には特定居室の床面積を、1階の床面積に対する2階の床面積の割合を算出するための床面積には木造住宅全体の床面積を用いること。また、短辺の長さによる割増係数は1.0とする。
- (3) 部分保有耐力は「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法に準じて算出する。ただし、壁・柱の耐力は特定居室を構成する壁・柱の耐力を、耐力要素の配置等による低減係数は木造住宅全体で算出した係数を用いること。また、劣化度による低減係数は0.9とし、特定居室を構成する既存の柱、梁、土台等の構造部材に劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、別途定める。

附則

この基準は、令和6年4月1日より適用する。